

令和2年第13回教育委員会定例会
(7月8日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和2年7月8日(水) 午後2時08分から午後3時15分

○場 所 台東区役所 10階 研修室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	垣内恵美子
委 員	末廣 照純
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘

○出席者

事務局次長	酒井 まり
庶務課長	佐々木洋人
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	横倉 亨
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	田畑 俊典

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 就学援助及び就学奨励の拡充について

(2) 児童保育課

イ 新型コロナウイルス感染症による認証保育所の臨時休園等に対する支援の実施
について

(3) 放課後対策担当

ウ 台東区立児童館版感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)につ
いて

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和2年第2回区議会定例会一般質問について

イ 令和2年8月の行事予定について

(2) 教育改革担当

ウ 小中学校におけるICT教育推進の加速化について(変更)

エ 台東区学校教育情報化推進のための環境整備について

(3) スポーツ振興課

オ 柳北スポーツプラザ体育館天井改修工事に伴う利用休止について

3 その他

午後2時08分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和2年第13回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ、許可することといたしたいと思っております。

それではまず、審議順序の変更について、お伺いします。

教育長報告の協議事項、学務課のア、放課後対策担当のウ、教育長報告の報告事項、教育改革担当のウ、スポーツ振興課のオについては、議会報告前の案件等であり、傍聴にはなじまないと思われれます。つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(2) 児童保育課 イ

○矢下教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

児童保育課のイについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、新型コロナウイルス感染症による認証保育所の臨時休園等に対する支援の実施について、ご報告いたします。資料2をご覧ください。

項番1、概要です。新型コロナウイルス感染症により、認証保育所が利用者負担額を減額した場合には補助を実施するというものでございます。

項番2、内容です。(1) 補助対象施設です。東京都認証保育所事業を実施する保育施設です。

(2) 補助対象経費です。対象施設が登園を自粛した児童の利用者負担額を減額した場合、その費用を施設に対し補助するものです。

(3) 補助基準額です。その月の利用者負担額のうち、児童が登園自粛をした日数に応じて日割り計算した額となります。補助率は10分の10で、負担割合は都2分の1、区2分の1となります。

(4) 対象期間です。令和2年4月1日から6月30日までです。なお、令和2年7月以降については、国の緊急事態宣言等の状況及び認可保育所の保育料との関係を考慮して改めて検討いたします。

項番3、必要経費です。認証保育所運営費助成は、歳出で2,700万円。歳入で1,350万円

の増となります。また、子育てのための施設等利用給付は、歳出でマイナス1,800万円。歳入でマイナス900万円となります。

項番4、今後のスケジュールです。7月に制度周知と申請受け付けを行い、8月より施設への補助を開始いたします。

説明は以上です。本件につきましてご協議いただき、決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 この運営費助成と費用給付について、どういう形で助成されるかを教えてください。

○児童保育課長 お答えいたします。まず認証保育所運営費助成については、事業者にお出しする助成金です。登園自粛をした場合、歳出、その補助の3か月分の概算費用になるんですけども、2,700万円分区の負担が増えるという形ですが、東京都から半分補助を頂けるといふ形での運営費助成となっております。こちらの下のほうの子育てのための施設等利用給付というのは、保護者に払っているものですが、こちらのほうは、皆さん登園自粛で行く日数が減りますので、その分、歳出のほうは1,800万円減る。それに合わせて、歳入のほうも都から来ておりましたけれども、そちらのほうも900万円減るといふ形になります。上のほうが事業者に対して払うもので、下のほうは認証保育所保育料助成という形で、保護者に対しての支出という形でご理解いただければというふうに考えております。

区の支出としては、最終的にはあるんですけども、450万円の負担増という形になるかというふうな想定をさせていただきます。

○末廣委員 この内容、今の内容の(2)のその補助対象経費というようなところの、この登園を自粛した児童というのが、どの程度いらっしゃるのか、対分把握なされたのですか。

○児童保育課長 現在調査はしているところですが、区立園におきましては、月によって、4月・5月・6月の月によって違うのですが、例えば5月でしたら、8割くらいが登園自粛をしているという形になりますし、6月ですと大分減ってきているというところもございます。その月によって自粛の率が違いますので、そのあたりは現場に確認をしながら、正確な人数を取って補助を出すという形になります。

○末廣委員 分かりました。

○矢下教育長 よろしいでしょうか

(なし)

○矢下教育長 それでは、児童保育課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のア及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、報告事項、庶務課のア、令和2年第2回区議会定例会一般質問について、ご報告いたします。資料4をご覧ください。

去る6月9日に開催されました、区議会定例会本会議における一般質問につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず資料1ページの④、早川太郎議員から、ウィズコロナ・第2波への備えについての中で、学校等のICT活用について、ご質問がございました。また、次の⑤、伊藤延子議員からは、質問項目3番目、新型コロナウイルス感染症対策における教育・子育てへの支援についての中で、4つ質問を頂いております。

恐れ入ります、資料2ページをご覧ください。まず、早川議員の質問でございます。質問の要旨は、区のICT教育の方向性を打ち出すことにより、ウィズコロナや第2波への備えとしても、オンライン教育を含めた学校等のICT活用の推進を図るべきと考えるがどうかというご質問がございました。

答弁としましては、本区におけるICT教育が目指すものは、変化の激しい予測困難な新しい時代に対応する資質・能力の育成でございます。具体的には、ICTの効果的な活用によって自分の考えを明確にしたり、問題を解決したりするなどの情報活用能力の育成が、その重点である。今般、臨時休業によりまして、様々なご意見とご提案をいただいております。多様な学習場面で活用できるICT環境の整備が喫緊の課題となっている。このような課題に対応するため、改めてまずは児童・生徒一人1台の端末整備を図り、今後子供たちの学習を支えるための双方向通信を可能とする環境など、さらに充実したICT環境の整備を目指してまいります。また、現在の対応といたしましては、ユーチューブによる動画の配信を行うとともに、タブレット・パソコンの貸出等を実施しているところでございます。教育委員会としましては、今後もICTを活用したあらゆる学びの可能性を追究し、創造性豊かに、たくましく生きる力を身に付けられる教育の推進に努めてまいりますと答えております。

続きまして、伊藤延子議員です。質問の要旨としましては、まず①、臨時休業長期化の影響で、児童・生徒の心身のストレスが増大している。スクールカウンセラーの派遣等、小・中学校に対する人的支援を拡大して、児童・生徒のサポートをすべきと考えるがどうか。②として、家庭の状況によって、家庭学習の遅れや格差が生じてしまうと考える。学びの格差が生じないために、どのような取組を行うのかというご質問。続きまして③、学習保障と感染防止の観点から、少人数学級の実現を国・都へ進言すべきと考えるがどうか。

また、区としてできることを最大限進めるべきと考えるがどうかというご質問です。④として、収入が減った方に対し、年度途中での就学援助申請を認め、支給できるようにすべきと考えるがどうかというご質問でございました。

答弁はその下になります。まず、人的支援の拡大について、各校におきましては、学級担任や養護教諭によるきめ細かな健康観察等から、児童・生徒の状況把握に努めているところでございます。また、スクール・サポート・スタッフ等の人的支援を拡大し、心のケアを含めた教育相談機能の充実に努めてまいります。

次に、学びの格差については、臨時休業中はガイドラインに基づき、児童・生徒は家庭学習に取り組んでまいりました。その成果を適切に把握した上で、定着が不十分であると判断した児童・生徒につきましては、個別に補習等を実施してまいります。

次に、少人数学級についてです。本区におきましては、校内環境を整えるなど、感染症予防策を徹底し、教育活動を再開させているところでございます。したがって、学級編制基準につきましては、現行の規模が適正であると考えておりますので、少人数学級について、国や都へ働きかけることは考えておりません。

次に、就学援助制度です。本区では前年の所得を基準に判定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し、準要保護の基準を下回るものが予想される家庭に対しても、必要な援助を行えるよう、準備を進めているところでございます。引き続き、経済的な理由により就学困難な家庭を援助し、子供たちが安心して学ぶことができるように努めてまいりますと答弁をしているところでございます。

資料4につきましてはの報告は以上でございます。引き続きまして、庶務課のイ、令和2年8月の行事予定についてです。資料5をご覧ください。

8月につきましては、4日の火曜日に教育委員会定例会、それと18日の火曜日、こちらも教育委員会定例会を予定しております。18日につきましては、中学校の教科用図書採択を予定しているところでございます。

資料5の説明につきましては、以上です。

○矢下教育長 今の報告につきまして、まずは庶務課のアについてご質問はございませんか。

○垣内委員 伊藤委員の質問に対するお答えの中で2点ほどご質問したいと思います。臨時休業中に児童生徒が家庭学習に取り組んだということですが、その成果を各校において適切に把握して、場合によっては個別の指導を実施すると、これは非常に重要なことだと思うのですが、これはいつ頃、どういう形で判定をするというか、把握をされる予定なのでしょうか。どのように進めていこうとされているのか教えていただければというのが1点。

2点目は、就学援助、これも非常に重要なことだと思います。本区の場合、準要保護も多かったというふうに記憶しておりますけれども、今どのくらい、こういう基準を下回る方がいらっしゃるかと想定されているのか。これはとても重要なことですし、スピード感を

持って支援をされる必要があるかと思うんですけど、今、こういった状況になっているのか。どこまで把握されて進められているのかということをお尋ねしたいと思います。以上です。

○指導課長 1点目の家庭学習についてですけれども、既に学校のほうは、出した課題等をチェックした上で、その中で、授業をこれから進めていくに当たって、やはり必要な、基礎的な学習内容とか、そういったところでまだ達していないというようなことがあれば、個別に課題を出したり、それから学力向上推進ティーチャーなどがサポートに入ったりするなど、補習はしてもよいということですので、学校の実態に応じて補修等を行っているということも聞いておりますので、ある程度の成果が出た時点でのいうのではなくて、既にもう各学校において対応していただいているというふうに認識しております。

私からは以上です。

○学務課長 就学援助につきましては、学務課のほうでお答えをさせていただきます。例えば、準要保護受けていらっしゃる方の人数ですが、大体2,000人程度がいらっしゃいます。コロナウイルス等の影響によって家庭が急変したところはどれくらいなのかということなんですけれども、ここは実際にやってみないと何とも読めないところではあるんですが、他区でこのコロナ関係なく、これまでもこういった生活が急変した方について援助を行っているところが幾つかありまして、そこに確認をしたところ、6月上旬で20件くらいの申請が来ているという話は伺っております。

○末廣委員 先ほどの学びの格差に関してですが、家庭によって差がついてしまったとか、具体的なそういう報告っていうのは、ある程度教育委員会のほうに届いているのか、お伺いしたいと思います。

○指導課長 具体的には調査等はしておりませんが、各学校で、私や指導主事が訪問した際に、登校の状況などを聞いたところによりますと、分散登校の時期は、特に小学校においては、非常に人数が少ないということで、非常に落ち着いて授業を、子供たちが受けて、子供たちの学力というか、入っていく状況もいいというふうに校長先生から伺っております。落ち着いてスタートをできたというふうに見ております。

○神田委員 伊藤議員の①のところなんですけれども、児童生徒の心身のストレスが増大しているのではないかということで、スクールカウンセラー等による基本的サポートがどのように進んでいるかということですが。実際に学校現場では、なかなか個人的なサポートが難しい、していただいているのは本当にありがたいことなんですけれども、なかなか人がいないという現状もあるかと思います。現状について、また効果などについても教えていただけたらと思います。

○指導課長 実態把握のほうですが、前回には最初の1週間の登校状況、感染が心配で休んでいるとか、不登校とか、そういう状況のほうは説明させていただきましたが、2週目も取ったところ、若干、1週目は来たけれども2週目は不安だったという児童・生徒が、増えたような状況がございました。そこも引き続き、指導主事のほうでその後どうですかと

ということですが、非常に学校が丁寧に、学校になかなか来れない家庭に、丁寧に対応していただいております。保護者のほうの理解を得ながら学校でできることを進めているということで、聞いておりますが、今後も月単位での学校の欠席状況は毎年把握しておりますので、そちらのほうの情報を見ながら、学校と連携を取っていききたいと考えております。

それから、スクール・サポート・スタッフや学力向上推進ティーチャーの配置状況ですが、今、ちょっと具体的な数字はちょっと手元にはないんですけども、順次学校のほうから新たに時間を増やしたいとかという要請が随時来ておまして、まだ全体には確実に埋まっていない状況ですが、それで、募集についても、区のホームページだけじゃなくて、東京都のTEPROという人材機構のほうにこれから募集をかけていくという段取りを、TEPROのほうで説明に来てくださって、募集の仕方とか、ご案内いただけるということです。そちらのほうからも情報を集めて、教育委員会として対応していきたいと思っております。

○神田委員 ありがとうございます。やはり、子供たちもこういった状況の中で、今後も学校に来れなくなるお子さんとか、また、保護者が心配して休ませたりとか、いろいろな状況が生まれる可能性もありますので、きめ細やかに、対応していただけたらありがたいと思います。

○高森委員 早川委員の質問ですが、ウィズコロナ・第2波への備えについて、学校等のICTの活用という部分です。このICTの活用と一言で言っても、大きく二つのフェーズがあると思うんですね。一つは、リモート学習の環境整備という問題です。これは前回も定例会で話題になりましたけれども、予算もついたので、今後タブレット端末等のデバイスの全配付というのは実現するんだろうということで安心はしているのですが、一番大事なのは、このICTを活用した教育の部分です。つまり、第2波が来るかどうか分かりませんが、今後こういった事態が起きたときに、学校へ通わなくても、しっかりとした教育を提供できるような体制を先生方がとれるかどうかというのが重要だと思います。それには、やはりこのICTを活用した、教育活動の指導方法だとか、教材研究だとか、そういった部分は、先生方をお願いをしなければいけない点でもあると思います。例えば、教育委員会として他区の様子だとか、他県、他の自治体の学校、それも学校種を超えて、例えば都立の高校でも、推進してやっているところですので、そういった他校種の事例なんかも参考にできるかなと思います。情報収集をするのは教育委員会の仕事かなと思いますので、そのあたりは、今、どのような動きになっているのか、分かったら教えていただきたいです。

○教育改革担当課長 お答えをいたします。委員がおっしゃるとおり、環境を整えるだけでは当然済まない話でございますので、教員の指導力、また教材研究、そういうところに資するような先行事例とか、他区の状況とか、そういうところは常に集めているところでございまして、全校展開するタイミングを見計らって、各学校のほうには周知、参考資料

としてお渡しして、実際に研修等でのところかなと思っています。

○高森委員 ありがとうございます。

○垣内委員 今までの質疑も踏まえますと、臨時休業をしていたこともありましたが、その影響としては、実質、今の時点で総括すると、もちろんネガティブなインパクトはあったけど、吸収できる範囲にとどまったというふうに理解してよろしいでしょうか。つまり、家庭学習をずっとやってきたこと、それでまたタブレットなどの貸出も含めて、オンラインもやったというようなところで、一定程度の学力の定着があり、もし定着をしていないと判断された児童生徒が今どのくらいいらっしゃるのか分かりませんが、その方々については、個別に補修等を各学校で行っていらっしゃるということなので、このインパクトは少なく済んだというふうに理解してよろしいでしょうか。

○指導課長 現時点で、学力面で追いついていないとか、そういうふうにはまだちょっと評価できる段階ではないというふうに捉えておまして、各校が今後の教育活動、教育課程を大きく見直した状況で、年間指導計画を見直しておりますので、その中で今年度の中で本来今年度学ぶべき内容が終わるような、計画を今建て直して、変更していただいているところですので、やはり個の後第2波、あるいはインフルエンザとか、それから台風の被害とか、災害が起きた場合に、臨時休業になった場合には、さらに対応が必要になると考えておりますが、これから、やはり本来ここまで学ぶべきものが遅れている部分について、授業の中で取り戻していくという必要があると考えております。

○垣内委員 要するに家庭学習とかオンラインで、いろいろな学習機会を提供したわけですよ。それはある程度効果があったというふうに考えているのか。休業中にやっていたことの効果のある程度の総括をしておかないと、この次また休業したときにどういう手を打つのかということがちょっと見えにくくなるかなと思います。

まだ時期的に十分判断できないという部分もあるかとは思いますが、先生方の現場の感触も含めて、今、教育委員会としてはどういうふうに考えていけばいいのかということをお教えいただけますか。

○指導課長 主に、家庭学習の中では、やはり前年度の復習というものが重きに置かれていたというふうに認識しておりますので、その中で、まず昨年度の内容が、取りこぼしなかったのかというのを学校のほうで把握していただいて、現段階で、当初の家庭学習の中では、教科書の内容を進むという課題は難しいというふうに認識しておりましたので、今後やはり次の休業が第2波等であった場合には、やはり教科書の内容に準拠したような家庭学習も必要になるのかなと思っていますが、動画に関しても、教科書を進むような動画の内容ではなかったので、あくまで、家庭学習の中で、家庭学習の援助となるような内容というふうに捉えていきますので、進むというか、進捗が進むというような段階ではないというふうに捉えていますので、今後、もし第2波が来たときには、そういったことも、教科書を進むような内容、教科書の復習のようなものが必要になってくると考えております。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。8月の行事予定について。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のア及びイについては、報告どおり了承願います。

(2) 教育改革担当 エ

○矢下教育長 次に、教育改革担当のエについて、教育改革担当課長、報告をお願いします。

○教育改革担当課長 それでは、台東区学校教育情報化推進のための環境整備についてご報告をいたします。資料は7でございます。

はじめに、項番1、概要についてでございます。本件につきましては、5月26日の教育委員会にてご報告いたしました、小中学校のICT教育推進の加速化について、その具体を定めるための資料を作成していくものでございます。なお、本件資料は、1人1台端末及び学習系ネットワーク環境の整備に関する国の補助金事業の申請の際に提出するものとして考えております。また、合わせて、この資料は区公式ホームページ等に公表してまいりたいと考えております。

続きまして、項番2、本件資料の作成に関する経過についてでございます。まず(1)、台東区学校教育情報化推進検討委員会による協議についてでございます。教育委員会事務局次長をはじめ、庁内の関係課長及び関係校長により構成する、台東区学校教育情報化推進検討委員会により、本件資料について協議をいたします。現在のところ、計3回の持ち回りの説明を行い、検討しているところでございます。

次に(2)、本件資料の構成案についてでございます。本件資料の現時点における構成案といたしましては、資料のとおり、整備についての内容とフォローアップについての内容の2点で構成したいと考えております。

続きまして、(3) 本件資料の活用についてでございます。本件資料につきましては、先ほども申しましたとおり、国の補助金申請の際の添付資料とするほか、別途作成する予定でございます。仮の名称ではありますが「台東区立学校における教育情報化の基本的な考え方」という資料を併せて、各教員のICT活用のための手引書として各学校に提供し、教育情報化推進を図っていきたいと考えております。

最後に項番3、今後のスケジュール案についてでございます。本件資料の案を9月7日の本定例会にてご報告申し上げ、同月中に区公式ホームページに公表したいと考えております。

台東区学校教育情報化推進のための環境整備についてのご報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 一つだけ確認をさせていただきます。「第2章フォローアップについて」の1番の活用状況把握等の調査研究というのは、どのくらいまで遡ってなさるのでしょうか。

○教育改革担当課長 お答えいたします。これは、新たなGIGAスクール構想に関わる、1人1台端末の、子供たちへの活用状況でございますので、学習指導要領で伝えられている情報活用能力がどれだけ高まっているのかとか、教員の指導力がどう変わっていくのか等々のことについて、今度はモデル校のみならず、全ての学校がモデル校の気分で、どんどん研究・実践を積んでいただくという、そういう意味でございます。

○高森委員 よく分かりました。モデル校で、この数年来やって来た、成果も上がってきていると思うので、そういったものも当然まとめられていらっしゃると思いますが、これまでの経験を効果的に活用していただきたいなと思います。

○末廣委員 この環境整備について、今後のスケジュールが9月7日まで出ておりますが、その後は、具体的に、今年度どのような動きを予定しているのでしょうか。

○教育改革担当課長 お答えいたします。本資料は、環境整備をするための資料作りに対するご説明もございまして、後ほどまた別途お話をさせていただけることになっておりますので、もうしばらくお待ちください。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、教育改革担当のエについては、報告どおり了承いたします。

3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について、聴取いたしたいと思います。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退出をお願いします

(傍聴人退室)

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(2) 学務課 ア

○矢下教育長 日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。学務課のアについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議事項ア、就学援助及び就学奨励の拡充について、ご説明をいたします。資料1をご覧ください。

本件は、就学援助及び就学奨励の援助の対象を拡充することについて、お諮りするものです。

項番1、目的です、従来は、前年度の正対合計所得額を基準に援助の可否を認定しておりましたが、これに加えて、年度途中で家計が急変した者に対しても前年所得によらず速やかな援助が行えるように、対象を拡充いたします。

次に項番の2、対象です。拡充の対象となりますのは、家計が急変し、その年の収入が区の定める認定基準未満となることが推計される児童・生徒の保護者のうち、希望する者となります。

次に項番3、実施方法です。(1)収入の推計及び認定につきましては、当該年の1月から家計が急変した月までの給与明細等、収入が分かるものを添付して申請をしていただき、1年間の世帯合計所得額を推計いたします、その結果、これまでの週学援助及び就学奨励の基準未満となった場合には認定となります。具体的な選定方法といたしましては、提出された月のものの実績に、急変後の予測を加えて、1年間の所得を推計します。急変後につきましては、落ち込んだ月の収入が、このまましばらく続くものとして、推計をいたします。(2)認定期間につきましては、当初受付期間中での申請については、4月以降で急変した月から年度末までとし、それ以降は、申請があった月から当該年度末までの認定といたします。

最後に項番4、今後の予定です。7月中旬に小中学校を通して全児童・生徒に周知を行い、8月中旬までに申請を受け付けます。10月下旬に1学期分の支給を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 この就学援助の件は、やはりコロナウイルス感染症の拡大ということで、やはり家計が急変したということ想定して、検討されたのでしょうか。

○学務課長 このコロナウイルスに限ったことではないのですが、コロナも含めて生活が急変した方に対してということで、進めているところでございます。

○末廣委員 年度途中で急変したものに对应していくというのは、これが初めてですよね。

○学務課長 この就学援助につきましては、今回が初めてです。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(3) 放課後対策担当課長 ウ

○矢下教育長 次に、放課後対策担当のウについて、放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、ウ、台東区立児童館版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）について、ご説明をいたします。資料3をご覧ください。

項番1、経緯です。児童館は休館期間を経まして、段階的に利用の再開をしているところでございます。児童館での感染症対策を明らかにしておくため、「台東区立児童館版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」を作成いたしまして、今後の施設運営や活動に生かしていきたいと存じます。

項番2、ガイドラインの概要でございます。Ⅰ、感染症対策に関する考え方については、新型コロナウイルス感染症の対策をするに当たっての考え方や、感染状況の段階に応じて活動すること、休館することを記載いたしました。Ⅱ、児童館運営については、感染症予防のために児童館の来館者に周知することや、館内で活動するに当たって留意すること等について記載をいたしました。Ⅲ、感染者等への対応については、感染者や濃厚接触者が発生した場合の対応について記載をいたしました。

項番3、その他でございます。本ガイドラインは、再開した児童館の実際の運営状況等を踏まえながら、必要に応じて内容の更新を行っていく予定でございます。

説明は以上でございます。ご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 8ページ目の(2)の日常活動上の留意点ですけれども、例えば、エ・オ・カあたりは、児童館で行う活動がかなり制約されるような内容になっていると思います。利用者側は、児童館を利用するに当たって、児童館で一体子供たちが何ができるのかというのは把握しづらいかなと思います。机に向かって宿題をやっているだけが児童館の生活になってしまうのか、それとも、活動として具体的に何ができるかということ、各児童館ごとに利用者に対して情報発信するような機会というのはお考えでしょうか。

○放課後対策担当課長 どういった活動ができるかということにつきましては、各児童館で、児童館だよりを出していきまして、その中でご紹介をしております。

例えば、縄跳びだったり、けん玉を離れてやる、ペアで将棋をする場合があるんですけどその場合は将棋盤に向かい合って座った場合に、間にシールドを張るといったようなことで対応しているという事例もございます。気を付けながら遊べますよということは、児童館のほうから発信していくと聞いております。

○高森委員 ありがとうございます。引き続きお願いいたします。

同じページの(2)のウですけれども、このようなソーシャルディスタンスを取ったときに、各児童館の最大収容人というのはどれくらいになるのでしょうか。

○放課後対策担当課長 実際に1メートルとか2メートルの距離を取って、大体このくらいだったら入れられるだろうというのを児童館ごとに把握しております。活動しながら、その中で、最終的にどのくらいの人数だったらその部屋に入れていいかというのは、その日

その日で判断していくというような形でやらせていただいております。

○高森委員 ありがとうございます。社会活動が大体この1、2週間かけて元に戻りつつある中で、満員電車を利用する会社員も増えておりますけれども、その満員電車の利用を通じてのクラスターの発生というのは聞かないですよね。その理由は、どうも、人が集まっても会話をしたり、体が接触しても、飛沫で感染するような環境にないから、満員電車でも感染のクラスターは発生していないのではないかといった話があるようです。例えば児童館の中でも、この1メートル・2メートルの間隔を確保するのも大事かもしれませんが、近くで、マスクなしで会話をするようなことがなければ、もしかしたら防げるのかなという気もするのですよね。それなりの注意があれば、制約しなくてもかなりの活動ができる部分があるのではないかなと思うので、引き続き、各児童館ごとの様子を確認していただきながら進めていただくのがよろしいと思います。児童館機能は失わないように、ぎりぎりのところでうまく調整してくださいませようよろしくお願いいたします。

それからもう一つ。最後のほうにある館内掲示例ですが、小学1年生が読むのに、ふりがなが振ってあるといいのかなという気がしたのですが、そういった工夫はされる予定でしょうか。

○放課後対策担当課長 これは掲示例ということでお出ししております、児童館のほうには、大人用はこれで、こういう形で作って、子供用には、さらにアレンジして、子供たちに分かりやすいようなものを作りたいということでお話をさせていただいております。

○高森委員 分かりました。

○末廣委員 このガイドラインの8ページですが、いわゆる感染者とかその偏見・差別ですね。これは、児童館に限らないのですけれども、絶対にこういうことがないようにしたい、とにかく気を付けてやっていただきたい。これは要望ですので。お願いします。

○神田委員 段階的に利用の再開をされているということなんですけれども、利用状況というか、今現在、どのくらい児童が戻って来ているのかということと、多く利用している学年を教えてください。それから、始める中で、いろいろな課題があったかと思うのですけれども、現場のほうからかなり大変だというような声が上がっていたら教えてください。

○放課後対策担当課長 段階的な利用再開をしまして、まずは6月22日から乳幼児来館の利用を午前中の利用ということで始めました。先着順の予約制で、1日10組までということでやってきたわけなんでございますが、今のところまだ1日10組丸々埋まるという、各館で10組ずつなんですけれども、それが埋まるということはなく、4、5組ずつだったりとか、そういったような形で推移をしております。

小学生のほうの利用につきましては6月29日から始めたところなんですけど、こちらも予約制でやっているところもありまして、まだ、4人とか2人とか、予約制というところもあって、ちょっとまだ使い勝手的にもまだ安定しておりませんで、少ないような状況でございます。

現場のほうからは、やはりどういうふうに遊ばせるかとか、そういった工夫は必要だと

いうことは聞いております。やはり友達同士であれば話したくなるのが子供たちですので、そういったところをどのようにして、しゃべっちゃ駄目だよというのもおかしい話なので、そういったところに苦勞があるというのは聞いております。

今、児童館のほうも試行錯誤をしながら、予約制だったりですとか、制限を加えている中ですが、やりながら少しずつ、通常に近い形でやりたいというふうな思いを持ってやっているという状況です。

○**神田委員** ありがとうございます。予約制など、いろいろ配慮しながら再開をとということで、苦勞されているのだと思います。ガイドラインがこのように出されることで、現場もそうですし利用者もいろいろな点で配慮しながら取り組めるだろうと思っています。ありがとうございます。

○**矢下教育長** よろしいでしょうか。

(なし)

○**矢下教育長** それでは、放課後対策担当のウについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**矢下教育長** ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 教育改革担当課長 ウ

○**矢下教育長** 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。はじめに、教育改革担当のウについて、教育改革担当課長、報告をお願いします。

○**教育改革担当課長** それでは、小中学校におけるICT教育推進の加速化の変更について、ご報告をいたします。資料は6でございます。

本件につきましては、先ほどもお話をさせていただきましたが、5月26日の教育委員会にてご報告した内容の変更点でございます。ネットワーク構築に関する変更が生じたため、改めて報告するものでございます。

はじめに、項番1、変更点についてでございます。一人1台端末に対応する校内ネットワーク環境を令和2年度中に構築するため、ネットワークの増強に関わる関係経費を令和2年第3回区議会定例会補正予算で計上を予定しておりましたが、このたび、令和2年度当初の既定予算での対応に変更いたします。

項番2、変更の理由についてでございます。1人1台端末利用に耐えられるネットワーク環境構築にあたり、様々な検証・検討を行ってまいりました。その結果、導入するソフトウェアやインターネット回線帯域の見直しで、今後の運用経費を削減することができ、令和2年度当初予算の範囲内で実施できる見通しが立ったものでございます。

項番3、スケジュール変更による効果についてでございます。今回の変更により、ネッ

トワーク構築スケジュールが当初より早くなります。当初は11月から今年度末までにネットワーク環境の構築と1人1台を支える増強工事を予定しておりましたが、このことにより7月から10月へ前倒しで実施いたします。これにより、調達した端末を学校へ整備した段階から、新しいネットワークでの利用が可能となります。

最後に項番4、今後のスケジュールについてでございます。今月の区民文教委員会にてご報告の後、7月から10月にかけてネットワークの構築と増強を行います。端末につきましては、8月から9月にかけて、東証の3学級に1学級分を調達し、9月から11月にかけて、残りの3学級に2学級分を調達する予定でございます。また、9月から10月までの間に、中学校へ端末を整備し、11月から来年度1月までに小学校へ端末を整備する予定でございます。

小中学校におけるICT教育推進の加速化の変更についてのご報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○神田委員 質問というよりも、本当に早く対応していただいて、素晴らしいなと思います。こういう現状の中で教育委員会のご苦勞が非常に感じられて、うれしく思います。さらに広げ進めていただけるとうれしいです。ありがとうございます。

○高森委員 当初の予算でこれが実現できるというのは非常にうれしい限りなのですが、この、具体的な変更理由のところに導入ソフトウェア、インターネット回線帯域等の見直しということが書いてありますが、具体的にどういったことになるのでしょうか。

○教育改革担当課長 例えば、ソフトウェアについてでございますが、当初、モデル校での導入ソフトウェアは、ジャストスマイルというソフトウェアでございました。このソフトは実はクラウド化されていないソフトウェアでございます。今回、クラウドを基本とした端末構成、環境構成にしていまいます。学習支援のソフトウェアを別のものに置き換えたことで、大幅にコストが下がったということ等が挙げられます。

ネット回線につきましても、もともと3分の1の全校展開というところで、ネットワーク環境を構築しようと思っていたのですが、1万台という規模が増えることに対して、既存の契約の中で増強していくことでコストを抑えることができたということです。超高速回線というのは、契約速度がいろいろあり、コストと回線速度の折り合いを考えていったということでございます。

○高森委員 分かりました。

○末廣委員 非常に結構なことだと思うのですが、それに同じように、今度は先生方の研修といいますか、これは中学・小学校で様子が違うと思うのですが、先生方の研修についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育改革担当課長 お答えいたします。先ほど資料7でご説明したとおり、この全校展開に向けて、今後教員のフォローアップに関する部分、当然研修も含む教材の実践事例も集め、そういうようなことは引き続き行っていく予定であります。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、教育改革担当のウについては報告どおり了承願います。

(3) スポーツ振興課 オ

○矢下教育長 次に、スポーツ振興課のオについて、スポーツ振興課長。報告をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、報告事項(3)のオ、柳北スポーツプラザ体育館天井耐震改修工事に伴う利用休止について、ご報告いたします。資料8でございます。

日本大震災後に改正された天井の耐震基準に適合させるため、天井の耐震改修工事を行う。工事の実施に伴いまして、現在貸し出しをしている体育館の利用を休止するものでございます。

項番1の施設の現況については、ご覧のとおりでございます。

項番2、体育館の休止期間でございます。本年10月1日から、令和3年3月下旬までの約半年を予定しております。

項番3、工事の概要でございます。既存の天井ボードを膜天井に取り替えることで軽量化を図り、併せて天井内に設置されている空調設備及び照明器具の更新を行います。

項番4、今後のスケジュールでございます。今月の区民文教委員会にご報告後、施設への掲示、後方たいとうホームページにて周知を図り、10月より工事を始めて参ります。

報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、スポーツ振興課のオについては報告どおり了承願います。

3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は、全て終了いたしました。

これもちまして、本日の定例会を閉じ、散会といたします。

午後3時15分 閉会